

株式会社きらりコーポレーション
役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社きらりコーポレーション（以下「この会社」という。）の倫理規程第6条第3項に規定する役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この会社の役員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの会社以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この会社と役員との利益が相反する可能性がある場合（この会社と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

4 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを取締役（事務局長が取締役である場合には、代表取締役）に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年3月と9月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 第3条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、総務部と連携して申告内容の確認を徹底した上、取締役（但し、申告を行った者が取締役である場合又は事務局長が取締役である場合にあつては代表取締役）と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この会社との利益相反状況の

防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた代表取締役又は取締役は、総務部と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

3 前項における適正化等措置とは、この会社と役員との利益が相反する可能性がある団体に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

（申告内容及び申告書面の管理）

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、総務部にて管理するものとする。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 役員は、倫理規程第7条第1項に定めているとおり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）に基づく資金分配団体に関する助成事業等を行うにあたり、従業員等及びその他の事業協力団体の関係者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（細則）

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表取締役により別に定めることができる。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、代表取締役が行う。

附則（施行日）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附則（令和5年4月改正）

この規程は、令和5年4月3日から施行する。

別紙（休眠預金等活用法に基づく資金分配団体としての業務活動において、実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体との間の利益相反を防ぐ具体的な措置）

(1) 休眠預金等活用法に基づく資金分配団体としての業務活動において、実行団体の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) 実行団体又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「実行団体従業員等」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、実行団体又は実行団体従業員等から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(3) 実行団体又は実行団体従業員等から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

(4) 実行団体又は実行団体従業員等から未公開株式を譲り受けること。

(5) 実行団体又は実行団体従業員等から供応接待を受けること。

(6) 実行団体従業員等と共に遊技又はゴルフをすること。

(7) 実行団体従業員等と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

(8) 実行団体又は実行団体従業員等をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。

以上